

令和5年第4回玉東町議会定例会会議録

令和5年12月11日玉東町議会第4回定例会を議場に招集された。

1. 令和5年12月11日午前10時00分招集

2. 令和5年12月13日午前9時58分開議

3. 令和5年12月13日午後0時16分閉会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行	教育長	下地 哲雄
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	小島 隆一	町民福祉課長	上田 直紹
税務課長	前田 周一	企画財政課長	西浦 仁敏
保健介護課長	清田 浩義	会計管理者	井上 浩成
教育委員会 事務局長	清田 博之	農業委員会 事務局長	岩川 康幸

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	塚本 洋子
--------	-------	---------	-------

10. 議事日程

日程第1	議案第65号	令和5年度玉東町一般会計補正予算(第7号)
日程第2	議案第66号	令和5年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第3	議案第67号	令和5年度玉東町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
日程第4	議案第68号	令和5年度玉東町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第5	議案第69号	工事請負変更契約の締結について
日程第6	議案第70号	字の区域の変更について
日程第7	議案第71号	玉東町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第8 議案第72号 人権擁護委員の選任同意について

日程第9 報告第1号 令和5年度玉東町議会議員所管事務調査研修の報告について

日程第10 請願・陳情の件

追加日程第1 発議第1号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について

日程第11 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

7番 林 和 廣

8番 清 田 高 広

開議 午前9時58分

○議長（松尾純久君） おはようございます。少し早いようですが始めます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第65号 令和5年度玉東町一般会計補正予算（第7号）

○議長（松尾純久君） 日程第1、議案第65号「令和5年度玉東町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

それでは、議案第65号を御提案いたします。予算書のほうは1枚おめくりください。

議案第65号、令和5年度玉東町一般会計補正予算（第7号）。令和5年度玉東町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,221万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億1,485万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年12月11日提出、玉東町長。

1 ページ目です。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、補正を行った款項の区分のみ説明いたします。

2 ページ目をご覧ください。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、215万円を追加、2項、国庫補助金、5,636万8,000円を追加。

15款、県支出金、1項、県負担金、107万5,000円を追加、2項、県補助金、37万6,000円を追加、3項、委託金、400万円を追加。

17款、寄附金、1項、寄附金、2億円を追加。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、1億7,229万4,000円を追加。

19款、繰越金、1項、繰越金、8,851万6,000円を追加。

3ページ目です。

20款、諸収入、4項、雑入、743万4,000円を追加。

歳入合計、補正前の額に5億3,221万3,000円を追加して、66億1,485万8,000円とします。

続いて、4ページ目、歳出です。

1款、議会費、1項、議会費は17万円を追加。

2款、総務費、1項、総務管理費、4億1,650万1,000円を追加、2項、徴税費、39万1,000円を追加、3項、戸籍住民基本台帳費、570万6,000円を追加、4項、選挙費431万9,000円を追加。

3款、民生費、1項、社会福祉費、5,893万9,000円を追加、2項、児童福祉費、2,155万3,000円を追加。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、58万5,000円を追加、2項、清掃費、50万9,000円を追加。

6款、農林水産業費、1項、農業費、82万9,000円を追加、2項、林業費、50万円を追加。

8款、土木費、1項、土木管理費、113万3,000円を追加。

5ページ目です。2項、道路橋梁費、1,150万円を追加、5項、住宅費、3万5,000円を追加。

9款、消防費、1項、消防費、396万8,000円を追加。

10款、教育費、1項、教育総務費、417万2,000円を追加、2項、小学校費、60万3,000円を追加、5項、社会教育費、55万円を追加、6項、保健体育費、16万円を追加。

歳出合計、補正前の額に5億3,221万3,000円を追加し、66億1,485万8,000円といたします。

それでは詳細について御説明します。予算書のほうは8ページ目をご覧ください。

2、歳入、14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、215万円を追加します。3節については、介護給付費、訓練等給付費負担金で187万円、4節については、障がい児施設措置費国庫負担金28万円です。ともに補助率は2分の1となっております。2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は5,585万円を追加します。9節においては、社会保障税番号制度システム整備費補助金545万6,000円、全額国庫補助、25節においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,039万4,000円です。こちらは全額国庫補助で、充当先としましては、住民税非課税世帯に7万円を支給する事業に充当することとしております。5目、民生費国庫補助金は51万8,000円を追加、1節は地域生活支援事業国庫補助金22万、補助率2分の1、2節においては低所得者保険料軽減交付金6万4,000円、3節は地域子ども子育て支援事業補助金23万4,000円です。

15款、県支出金、1項、県負担金、1目、民生費県負担金は107万5,000円を追加します。3節は介護給付費訓練等給付費負担金93万5,000円、4節は障がい児施設措置費県負担金14万円、補助率はともに4分の1となっております。

9ページ目です。2項、県補助金、2目、民生費県補助金は12万6,000円、内訳は地域子育て支援拠点事業補助金9万円、利用者支援事業補助金が3万6,000円です。5目、農林水産業県補助金は25万円を追加、有害鳥獣被害対策事業補助25万円、補助率は2分の1です。3項、委託金、1目、総務費委託金は400万円を追加、熊本県知事選挙費。

17款、寄附金、1項、寄附金、3目、ふるさと納税寄附金は2億円を追加、11月末現在、7億5,000万円の寄附をいただいております。今後の推移を勘案し2億円を今回追加しております。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は1億2,039万2,000円の減額です。本補正予算の歳入余剰については、当該基金繰入金を減額することで調整しております。12目、ふるさと納税寄附金基金繰入金は2億9,268万6,000円を追加します。町有施設整備基金積立金を含む18の事業に今回充当しております。財源の内訳を一般財源から特定財源へと振り替えるところです。

充当先ですね、分野ごとについて説明したいと思います。

六つの分野がありまして、まず一つ目、町長が必要と認める事業に2億円、環境基盤、定住に関する分野に2,090万円、教育・文化・交流に関する分野に3,826万円、産業・観光に関する分野に1,499万円、自治・協働に関する分野に42万6,000円、保健福祉に関する分野に1,811万円それぞれ充当しているところです。

予算書のほうは10ページ目をご覧ください。

19款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金は8,851万6,000円を追加しております。繰越額の確定に伴うものです。

20款、諸収入、4項、雑入、1目、雑入は743万4,000円です。内訳は後期高齢者医療療養給付費負担金返還金が263万4,000円、熊本県派遣職員人件費分です。これは本町から熊本県へ派遣している職員の人件費です。480万円となっております。

続いて、11ページ目をご覧ください。歳出です。

1款、議会費、1項、議会費、1目、議会費は17万円を追加しております。本補正予算では、令和5年人事院勧告に基づき、一般職、特別職及び会計年度任用職員に係る人件費予算を補正しております。説明については割愛させていただきます。以後も同様といたします。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は771万1,000円を追加します。一般管理費においては、普通旅費、印刷製本費、通信運搬費それぞれ追加しております。複合機使用料も同じです。それから、県派遣職員人件費負担金は、熊本県から本町へ派遣している職員の人件費となります。678万円です。続いて、2目、会計管理費は20万円を追加します。

12ページ目をご覧ください。3目、財産管理費は2億654万1,000円を追加します。説明欄です。財産管理においては、修繕料として93万5,000円、それから議会棟、2階部、女子トイレ新設に伴う改修設計委託料として160万5,000円、それから町有施設整備基金積立金として2億円、新庁舎建設費におきましては、什器備品設置業務委託料、耐火金庫を追加分として400万円です。こちらは協議を進める中で、会計室に1台、町民福祉課に4台の耐火金庫が必要となったため、予算計上をさせていただいております。6目、企画費は2億204万9,000円を追加します。公園管理事業におきましては、修繕料として16万円、年の神水源敷石工事費として50万円、ふるさと納税事業は2億円を追加しております。返礼品業務と委託料が1億4,000万円、ふるさと納税寄附金基金積立金が6,000万円を計上しております。それから、木葉駅構内エレベーター設置事業費につきましては、落成式実施に伴う予算を計上しております。報償費が9万9,000円、食料費が14万円、委

託料が22万円となっております。

続いて、2項、町税費、1目、税務総務費は39万1,000円を追加しております。

13ページ目です。3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費は、570万6,000円を追加しております。戸籍住民基本台帳費におきましては、システム改修費として545万6,000円を計上しております。内容は証明書等へのふりがな、マイナンバーカードへのふりがな及びローマ字表記機能を追加するシステム改修分となっております。4項、選挙費、1目、選挙管理委員会費は8万円です。5目、県知事選挙費は423万9,000円を追加しております。県知事選挙に関する費用でありまして、委員等報酬、時間外手当等の80万円ほか所要の予算を措置させていただいております。

予算書のほうは14ページ目をご覧ください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、5,334万7,000円を追加しております。社会福祉総務費におきましては、報償費として5万6,000円、国民健康保険特別会計繰出金として44万6,000円、介護保険特別会計繰出金として245万1,000円を計上しております。住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金は、国の総合経済対策に基づき実施される住民税非課税世帯に7万円を支給する事業費を計上しております。電算事務委託料のシステム改修105万6,000円、物価高騰対策給付金は700世帯の700万円で見積もっております。4,900万円、ほか所要の予算を措置しております。2目、老人福祉費は22万2,000円を追加します。在宅高齢者等おむつ補助につきましては、助成実績に基づき20万円を追加、工芸館浄化槽修繕料として2万2,000円を計上しております。3目、年金事務費は23万円を追加、4目、障がい福祉費は514万円を追加しております。自立支援医療につきましては、令和4年度の実績に伴う償還金です。地域生活支援事業におきましては、システム改修費として44万円、それから、介護給付費訓練等給付費負担金につきましては、障がい者に係る給付金として350万円、障がい児に係る給付金として80万円、ともにサービス給付費の増加が見込まれるため追加補正しているところです。

続いて、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は650万7,000円を追加します。二つ目の丸で子ども医療費扶助として600万円、こちらは受診機会の増加に伴い600万円追加しております。3目、母子父子福祉費は50万円を追加しております。ひとり親家庭と医療費扶助ということで、こちらも受診機会の増加に伴い、50万円を追加しております。4目、子ども・子育て支援事業費は、1,454万6,000円を追加しております。ともにですね、令和4年度の実績に伴う償還金ということで、合わせて1,454万6,000円計上しております。

16ページ目をご覧ください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費は441万1,000円を減額します。保健衛生総務費では、簡易水道特別会計繰出金を614万3,000円減としております。2目、予防費は13万5,000円を追加、こちらも前年度の実績に伴う償還金として13万5,000円、3目、環境衛生費は161万4,000円を追加しております。合併処理浄化槽補助金として161万4,000円を追加、新規設置件数の増加に伴い追加補正しております。4目、母子衛生費は108万5,000円を追加、二つ目の丸で、妊娠出産包括支援事業として特定不妊治療補助、申請件数の増加を見込み10万円を追加、下

の部分については、令和４年度の実績に伴う償還金として76万9,000円です。８目、交流センター運営費は203万円を追加しております。

17ページ目です。消耗品として20万円、自動ドア改修ほか修繕費として140万円を追加しております。９目、保健センター運営費は13万2,000円を追加、消耗品13万2,000円です。２項、清掃費、１目、塵芥処理費50万9,000円、塵芥処理費として有明広域行政事務組合負担金、交付税の額の確定に伴う負担金の増額分として36万9,000円を追加しております。

６款、農林水産業費、１項、農業費、１目、農業委員会費は18万9,000円の追加、４目、農業総務費は45万円の追加、５目、農業振興費につきましては９万円の追加。

18ページ目です。農地費におきましては10万円を追加しております。２項、林業費、１目、林業費は50万円を追加、アライグマ捕獲業務委託料として50万円です。

７款、商工費、１項、商工費、１目、商工業振興費、２目、観光費は補正額はありません。財源振り替えのみの補正となっております。

８款、土木費、１項、土木管理費、１目、土木総務費は113万3,000円を追加します。土木総務費の中で消耗品として35万円、機械器具費は刈払機専用研磨機代として３万5,000円を計上しています。

19ページ目です。２項、道路橋梁費、１目、道路維持費は300万円を追加、道路維持工事分、緊急工事対応分として300万円を追加、２目、道路新設改良費は550万円を追加、道路改良工事費、路線名は稲佐山口線となっております。４目、排水路整備費は300万円を追加、こちらも緊急工事対応分として300万円を計上しております。５項、住宅費、１目、住宅管理費は３万5,000円を追加。

９款、消防費、１項、消防費、４目、防災管理費は396万8,000円を追加します。震度情報設備移設工事費として計上しておりまして、庁舎移設に伴うものです。令和５年分を計上しております。

続いて、20ページ目をご覧ください。

10款、教育費、１項、教育総務費、２目、学校教育費は382万1,000円を追加します。それから３目、共同調理場運営費は35万1,000円を追加します。内訳は消耗品費として34万円、庁用器具費として１万1,000円を追加しております。２項、小学校費、１目、学校管理費21万7,000円です。内訳は山北小学校管理費は修繕料20万円、木葉小学校分は手数料１万7,000円を追加しております。５目、学校施設整備費は47万6,000円を追加しています。山北小学校施設整備費で、学習センター屋根改修設計業務委託料です。職員室部分となります。47万6,000円です。５項、社会教育費、１目、社会教育総務費は55万円を追加。

21ページ目です。６項、保健体育費、１目、保健体育総務費は16万円を追加しております。

以上、御提案いたします。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

７番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 12ページですね、説明欄のどちらかというところの下の方ですかね、まず木葉駅構内エレベーター設置事業で、落成式との表現がありますが、順調に進んでいるようだが、日程的なことも含めて説明をお願いします。

もう一つ、今度その上ですね、ふるさと納税事業2億円の予算の中で、委託料1億4,000万、積立金6,000万の予算だが、総務省の指導が変わったというのに、委託料と積立金の割合が依然と7対3とは無頓着すぎませんか。そのへんの説明をお願いします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

まず1点目の木葉駅構内エレベーター設置事業の進捗ですけれども、当初見込みよりもですね、若干竣工のほうがですね、ずれるということで伺っております。3月中旬までにはですね、竣工するということですね、JRのほうからは話を伺っております。よって、落成式におきましては、予定では3月下旬にですね、落成式の期日のほうを予定したいというふうに考えているところです。

それから、2点目のふるさと納税事業の委託料と基金積立ての割合ですけれども、確かにですね、御指摘どおり、今回の予算見積もりでもですね、従前のおり委託料を7割、積立金を3割にしています。本来であればこれは6：4ぐらいでもよかったかもしれませんが、今回につきましては、従前どおりの内訳でですね、見積もりをさせていただいております。ただ最終的にですね、出納閉鎖の5月ぐらいにはですね、その委託料と積立金の割合がありますので、そこで財政上ですね、予算上の所要の措置をさせていただいて対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） まず、木葉駅のほうですね、こういう場合の落成式というのは、主催と費用も町なのでしょうか。それともJRの中だからJRが主催で費用は町負担なんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 今回のエレベーター設置事業におきましては、一応玉東町からの請願事業、玉東町からJRさんをお願いしたという背景もありますので、主催者におきましてはですね、今回玉東町ということで考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 費用も全額。

（はい。）

場所はホームですか、それとも町民とかいろんな人に見える場所でなさるのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 場所についてはですね、ちょっとまだはっきりとは確定はしていないんですけれども、安全面が確保される場所とはなるかと思っております。規模的にもです

ね、そんな大々的にはですね、しようと思っていないので、特別職とか議員の皆さんとか、あるいはまたＪＲから４、５名程度を案内してからですね、そのくらいの規模感で落成式のほうはやっていきたいなと思っています。ただ、せっかく福祉の町玉東をアピールする機会でもありますので、プレスリリースをしてですね、マスコミを通して対外的にですね、ＰＲしていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） ７番、林和廣君。

○７番（林 和廣君） 玉東町の方針というか、そういうことではね、委託業務を受けている駅、小さな駅でということというのは珍しいからですね、対外的な広報も抜け目なくやっていただきたいと思います。

それでは、ふるさと納税のほうにいきます。返礼品と経費合わせて５割以下という表現だと思うんですけども、そうすると逆に言えば積立てにまわせるという部分が５割以上と捉えられるんですけども、積立金を５割で予算した場合、この場合ですね、決算で分かるとおっしゃいましたけれども、その差が４,０００万もあるんですよ。半々だと１億円でしょう。ところが６,０００万は組んでいるけど、はい、実は半々で組みましたから４,０００万円増えましたと、あまりにも緩みすぎと私は思うんですよ。

過去にですね、大体皆さんの努力で、結果的には４５％以上の積立てができたときもあります。そのときに、せめて予算書も６：４でしたらどうかという提案をしましたけれども、改善はされませんでした。令和４年度の決算書を見れば、４３％の積立てがなされていますよね。だから、気づかれてはおったんでしょうけれどもね、あまりにも緩みが多すぎる。思いませんか？じゃあこのまま調整していくとですね、例えば、令和４年度では予算の年間の立て方と決算を見た場合はですね、１億６,０００万円も違うんですよ。そして一般会計の決算を３億円剰余金がありましたと言っても、予算上１億６,０００万、半分以上はそれなんですよ。

だから私が言いたいのは、もうちょっとシビアな予算をとっていただきたいと。みんなが決算で、はい、余りましたと言いたいのは分かる。努力して残りましたと。でも中身を調べてみればですね、尺度のあて方が全然甘いなあと私は思います。

で、例えば、次年度からは必ず６：４ぐらいではなさるつもりですかね。もう早めにやってもらわないとですね、この前も私、決算で、その前か、反対したときにも、加飾、飾りを加えすぎの加飾の予算決算に過ぎないからということで私、反対したんですよ。だから、あなたも部下の方に積算させるんでしょうけれども、そういう指導性でね、シビアな予算を立ててもらいたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） ７番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

４番、狩野勝次君。

○４番（狩野勝次君） それでは１６ページをお願いします。

16ページ、款項は省かせていただきまして、4目の母子衛生費、節で18節のですね、負担金補助及び交付金、説明欄で妊娠出産包括支援事業、特定不妊治療補助償還金、これ10万円の金額ですけど、この10万円は償還金は全額町の負担になっているのか。それと人数は何件の償還金になるのか、それを伺います。

それとですね、次のページの17ページ、17ページを款項を省きまして1目の塵芥処理費、この中で説明欄の塵芥処理費、有明広域行政事務組合負担金36万9,000円ですね、これは関連質問になりますけど、今、長洲町のほうからごみがここの玉東町の焼却場のほうに搬入がされていると思うんですけど、これに対して長洲町のほうからは、玉東町にごみ搬入の費用、幾らか燃やしてもらう分の処理費はいただいているのか。玉東町じゃなくして有明広域の分野になると思うんですけど、これを伺います。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 4番、狩野議員の御質問にお答えします。

まずですね、妊娠出産包括支援事業、こちらのほうは今ですね、特定不妊治療費10万円、これ償還金というふうにお話しされましたけど、償還金は下のほうのですね、令和4年度母子保健衛生費補助金返還金76万9,000円というふうなことでござります。こちらの特定不妊治療の助成につきましては、10万円の増額というふうな形にしておりますけど、こちらですね、一般不妊治療、人工授精関係ですね、こういった部分の補助であったりですね、特定不妊治療、体外受精であったり顕微受精であったりですね、男性不妊治療、こういった部分にですね、町単独でですね、補助を行うというような形になっております。

以上で答弁します。

（人数。）

人数につきましてはですね、これはあくまで予定なんですけど、今のところ5名程度予定しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） 4番、狩野議員の塵芥処理費、有明広域行政事務組合の焼却費についてお答えいたします。

現在長洲町にあるクリーンパークファイブのほうの炉の延命措置ということで改修工事をなされておられます。その中でごみが焼却できないということで、東部環境センターのほうに焼却を委託されておりますが、これは規定の焼却費用をお支払いされて処理をされております。また、灰については、自前のほうで処理されるということで、焼却量に見合った灰を搬出して処理される計画になっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、不妊治療補助金、償還金に対して、折り返し質問いたします。

今、課長の答弁で、10万円の追加予算ということで、5名分の今、申し出があるということな

んですけど、町単独でその10万円の追加予算、補正を組まれたという根拠は、10万円でなくてももう少し不妊治療に対して補助額を出してもいいのではないかと思いますけど、私、いかがでしょうか課長は。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 町のほうとしましてはですね、現在の申請者数、プラス今後の申請者数をですね、一応2名と見込んでおりますので、上限がですね、一般不妊治療が5万円、特定不妊治療が10万円としております。両方ですね、ダブルで申請される方もいらっしゃるんですけど、一応そういう形でですね、今回は10万円というふうな見込みになっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 今、既存の助成額がこの金額であって、10万円が今回補正で増額された分ですよね。新たな今までの既存の補助金に対して、プラス10万円を増額されたのは、人数に対しての増額の計算になるわけでしょう。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 御質問にお答えします。

そうですね、今、議員がおっしゃったとおりですね、人数の増加に対するですね、補助金の増額というふうなことでございます。

以上、答弁とします。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 今後ですね、不妊治療に対しては、私はまだ町単独で補助を組まれる必要があると思います。そのへん町長はどう考えられますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 予算上のことぐらい説明しますけど、当初予算組んどったのに2人ばかり増えやせんかということで、増額しとくと足らんようになるから10万円の補正を組むわけです。一人頭幾らというのを増額しろと狩野議員はおっしゃいますけど、それはね、当初幾ら補助で決めとるから、途中でそういうことはできないと。それを途中ですれば本年度になった人から振り返ってやらないかんようになる、差別になるから。新年度においてね、再考する必要があるかと思うけど、あんまりそういうことは言わないほうがいいと思う。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） いいえ、私が尋ねているのはですね、今後この不妊治療に対しては、町単独の補助金を増額されてはどうですかという、町長の考えを意向を尋ねているわけです。

（だから、まだ聞く。）

だからそのへんのところは町長はどう考えているか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えしますが、よく聞いてってください。新年度において再考する必要があるかもしれないと言った。

以上。

○議長（松尾純久君） 4 番、狩野勝次君。

○4 番（狩野勝次君） 当初予算で組まれている予算金額は分かります。途中で変更はできない、補正を今度組まれたという意向は分かります。その増額の10万円の件も分かりますけど、今後の課題としてそのへんは増額をまだやっていく必要があると私は思い、質問をいたしました。

じゃあ、それでは次の関連質問に移りますけど、今、上田課長が回答ありましたけど、長洲町がこれいつから玉東の焼却場のほうに搬入されているわけですか。

○議長（松尾純久君） 町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

令和5年の12月から搬入されております。計画では令和7年度までというところでお知らせがきております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4 番、狩野勝次君。

○4 番（狩野勝次君） 長洲町も焼却炉の2基がありまして、その1基をなんか機械交換ということの話を聞いていまして、その分、1基で間に合わない分をこの玉東の焼却場のほうに持ち込まれているということで、有明広域の件になりますけど、玉名市、玉東町のこれ施設ですよ。この施設で予算も組まれていると思うんですけど、長洲町から持ってきたごみ焼却の分、そのへんの算出計算方法とかはまだ現時点では分かっていないですか。

○議長（松尾純久君） 町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） 狩野議員の御質問にお答えします。

計算上はお示しはされておりますが、ちょっと今、資料をこちらに手持ちで持ってきておりませんので、計画では何トン搬入するということはお示しはしていただいております。長洲町のクリーンパークファイブのごみというところですけど、長洲町だけじゃなくて旧岱明町、南関町、和水町、長洲町のごみをそちらのほうが、クリーンパークファイブが焼却されている施設でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4 番、狩野勝次君。

○4 番（狩野勝次君） それでは岱明、南関、その町も長洲の焼却場のごみと一緒に処分された分がこちらに、玉東町のほうに入ってきているわけですね。

（はい。）

それだったら大分な量に達しますよね。それ説明では、令和7年、来年再来年までということ、なんかものすごく焼却場のあそこが渋滞しているということで、これは仕方ないですよ。これ、あと来年再来年までは。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4 番、狩野議員の御質問にお答えします。

前にあなた方の代表が2人行っています。その方々に聞けばそういうことは分かるはずですよ。

この場で広域の問題は聞くもんじゃないと、代表に聞けばいいわけです。2人行っていますから。東部環境センターが大規模改修したときは、長洲町のほうにお世話になっております。相互協力ということで取り交わしております。2基稼働を1基ずつ改修しますから、1基の改修が始まってから、その分をですね、玉東町のほうに受け入れてくれと、東部環境センターに受け入れてくれということでありますので、そういう理解をしていただければ結構じゃないかなと思います。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 12月からこの持ち込みが始まったということで、私もこの関連質疑でお尋ねした次第でありまして、また有明広域議員の方々からこういった話は伺っていませんので、また折をみてそのへんは話を聞きたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） おはようございます。12ページをお開きください。

3目、財産管理費のですね、12節、委託料で、議会棟のトイレ改修事業ですね、160万円ということで非常に高額ですが、中身をもう少し詳しくお願いします。

それと18ページ、農林水産費の林業費の中の12節、委託料のアライグマ捕獲業務委託料50万円、中身をもう少し詳しくよろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 6番、坂本議員の御質問にお答えします。

12ページの議会棟トイレ改修設計委託料についてでございますが、現在、今議会棟には女性のトイレがございませんので、女性のトイレの増設、並びに今現在の既存のトイレの改修工事を行いたいと考えておりますので、その分の設計の委託の委託料でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

令和3年、4年で熊本連携中枢都市圏のほうでですね、アライグマのですね、カメラを設置してまして、その中でですね、カメラを11か所設置してまして、10か所アライグマの確認がとれましたので、熊本県のほうでですね、今年度アライグマの一斉捕獲の強化事業がありましたので、そちらのほうをですね、活用しまして、今回アライグマの捕獲のほう、今までカメラで確認はできていたので、今回ですね、アライグマの捕獲のほうを強化したいということでですね、補助事業に取り組みたいということで、12月から3月まで事業を活用しまして捕獲をしたいというところで予算を組んでいます。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 議会棟にはですね、本当に昔から議員というと男の世界というような古いイメージがあつてですね、設計されると思いますが、やはり女性のですね、職員さん、そして

また今から先ですね、女性議員もですね、多分玉東町でも近いうちに出てこられると思いますので、必要と思いますが、現在の場所にですね、造られるんですかね。私は160万円というですね、ちょっと高い設計ですので、どのようなことを思っておられるか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

今現在計画しておりますのは、ここの2階部分の倉庫が、東側に倉庫があるかと思います。その部分を女性トイレに改造したいと考えております。というのが1階のトイレの真上なので配管作業がそんなにできなくていいので、その分が効率的だと。それから既存の1階部分のトイレにつきましては、洋式トイレに、一つを洋式トイレに替えたいと。

それとあと新庁舎の建設関連に関しまして、今、議会棟の浄化槽は現役場の浄化槽につないでありますが、当然あそこは撤去しますので、新しく議会棟だけの浄化槽も設置をしたいと考えております。多分その分で当然工事費も上がるだろうし、その分設計費も上がってくるということでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今、トイレは男性用しかないんですが、やはり後ろにもありますね、トイレが、あのトイレもですね、非常にフットパスとかいろんな人たちが来られるときにですね、利用されておりますですね。新しい庁舎ができたときには、外には全然トイレは、ちょっと関連になりますができないんですかね。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 坂本議員の御質問にお答えします。

今おっしゃった既存のトイレにつきましてはですね、もうゆくゆく解体となります。その分のトイレというか、その分というか、庁舎の中にはですね、もちろんトイレはあるんですけども、また新たに屋外にですね、トイレを造るというような計画はですね、今のところありません。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 2階に造られるということですが、1階部分にですね、少し増設のような感じでですね、そして外部の人でも利用できるという、そういうような設計もですね、しゃんむりこの今のある既存の建物の中に造ろうと思うて、少し外にでもですね、増設してできるような考え方はないのか、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の御質問にお答えします。

当初いろいろどこに造るかというのは考えておりました。増設という考えもございましたが、一番効率的に経費も安く、そして場所もとらないということで、今のような計画にはなりましたところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番(坂本和也君) 経費も安いと言われますが160万という金ですので、2階だったらですね、下にコア貫してすれば安くなると思いますので、設計費もですね、見積りですので、この辺はですね、大分安くなると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

やはり玉東町にですね、フットパスとか、いろんな木葉山の登山とか多分来られる方が多いので、外部のトイレもですね、本当に必要だというふうに私は思いますので、そのへんを言ったわけです。じゃあよろしく御検討のほどですね、お願ひしておきます。

それとですね、アライグマの件なんです、11か所にカメラを付けてですね、されたということですが、大体の頭数ですね、アライグマの頭数はどのくらいいたのか。それと被害状況、それとアライグマを捕獲するのはだれが捕獲するのか、その3点をお願いします。

○議長(松尾純久君) 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長(清田 豊君) アライグマの頭数については、カメラに写っているだけなので何頭いるかというのは確認はとれていません。あと被害の状況なんですけど、被害の状況についてもですね、アライグマの被害に遭ったという報告は受けていないんですけど、アライグマの被害に遭うかもしれないというところでですね、被害を受ける前にですね、捕獲を強化したいというところで今回の事業に取り組むわけであります。

(業者ですね、だれが捕るのか。)

捕獲についてはですね、玉東町の捕獲隊のほうにお願いして、箱罠を設置してもらって捕獲をしたいというふうに考えております。

○議長(松尾純久君) 6番、坂本和也君。

○6番(坂本和也君) 50万円の予算なんです、ほかにも25万ほど鳥獣被害のやつでしてありますね。やはり非常にですね、鳥獣被害もですね、メッシュを張っておられるところもまたそのメッシュの上を越えたり、メッシュを壊したりするようなことが非常に多い、だからメッシュの外側にもう一本電柵を張るとかいう人も結構います。柔軟な対応をですね、是非やってもらって、農家の人のですね、生産意欲を減退させんで、被害が少ないようにですね、是非通年的にですね、これからも単年度で50万円のアライグマのこれが終わらないようにですね、是非ですね、鳥獣被害についてはですね、是非予算額をですね、増額しながら頑張ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(松尾純久君) 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長(清田 豊君) 捕獲についてはですね、今後いろいろ考えながらですね、強化に努めていきたいと思ひます。

○議長(松尾純久君) 6番、坂本和也君。

○6番(坂本和也君) ありがとうございます。

もう一つですね、よく言われるのが、電柵の補助は認定農家とかそういう人たちがほとんど持って行ってしまつて、小さな家庭園芸とか小さな農家の人は全然まわつてこんて言わす、予算が、そこらあたりもですね、ちょっともう少し柔軟な対応をですね、よろしく今度はですね、考えてもらいたいと思ひます。どうでしょうかね。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 一応農家の方に対してはですね、補助は行っているところがあります。家庭菜園についてはですね、それで生計を立てていらっしゃるわけではないので、家庭菜園に対しては補助は行っていない状況であります。農家に対してはですね、補助はちゃんと予算を組んで対応しているところがあります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 私もですね、いろんなところからの話を聞いてですね、「もう申し込んだってどっちみちたい、認定農家しか対象にならんけん申し込まんとたい」というような声も聞きますので、そこらあたりはですね、是非周知徹底のほうをよろしく願いしながら、はい、何か。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 町の単独事業に関しましては、認定農家には絞っていないので、全農家さんが対象になっております。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） じゃあ周知徹底のほうをよろしく願いしまして、質問を終わります。
ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 19ページです。道路新設改良費ですね、真ん中の14節ですね、工事請負費、これはですね、稲佐山口線ということで、550万の補正について、1路線について補正で550万は高額かなあとしますので、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えいたします。

この補正については、稲佐山口線の改良工事5工区の部分の廃土処分、それから処分後の購入土について予算を計上させていただいております。

ちょっと詳細を申し上げますと、熊本礦業側の道路から西に向かって工事をしている区間が5工区になります。そこには木葉山のほうから水路が通っておりまして、その水路にボックスカルバートの設置をする予定でした。ところが、地山掘削時に想定よりも軟弱地盤であったため、流用土として使用できるか土質試験を行い確認をしました。その結果、流用土として使用するには土壌改良が必要と判断されて、掘削を進めるうえで発生土、掘削した発生土の置き場が現場内には、処理する現場は置き場がですね、限られておりまして、その容量を超えた分を処分せざるを得ない状況になりました。その廃土処分費がまずかかります。その廃土した分を今度は購入する泥が必要となりますので、その購入土合わせて550万円の補正を組ませてもらっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 今言われましたように、以前その件についても、工事をしている中で、

山口稲佐のちょっと境界付近に、木葉山からの水路のところに橋がちょっと架かるわけですけど、その橋のところが軟弱ということで、かなり手こずっているということで話を聞いておりましたが、そこはかなり補正でいくかなあと思っておりましたが、550万ということで、今の状況を見ますと、途中の工事中ですが、山口のほうからできている今言われました水路の手前付近が、かなり大きく道路以上にかなり大きい広場状態に、今、工事がある程度広場になっていますので、あんなに広く必要だったかな、多分私有地を購入をして広い状態になっており、今、仮舗装ぐらいになっておりますが、その付近もなんか予想以上に、計画以上に拡大して、その部分を含めて少しその工事費が上がったかなあというちょっと思いでお聞きしたんですが、そのへんはいかがですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 大城戸議員の質問にお答えいたします。

今おっしゃいました道路部分については、奥に1軒お住まいの家があります。そのお宅に通る部分としては、今回新設している道路とは外れてきます、区域が。ですので、あの山口側からの道路の用地については、道路部分と現在の奥に入る道路と分けて工事をしているところでございます。道路については、歩道を含めた6メートルの道路になりますので、残りは残地として奥のお住まいの方の公衆用道路という形になっていきます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） それでは、竣工は一応いつ予定ですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 竣工については、すみません、現在のところちょっとこちらでは把握しておりませんので、今年度中の竣工を目指しているところでございます。

（終わります。）

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君の質疑を終わります。

8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 2点ほど質問します。

まず9ページ、款、項17の寄附金、目のふるさと納税寄附金、この2億円というのは、町長が必要とされるところに配分されたというふうな説明があつて、内容についても説明がありましたけれども、申し訳ありませんけど、今一度ちょっと説明していただければと思います。

それとまたこの中には、今回のこの2億円の中には目的のある寄附金というのはなかったのかというのも、というふうな意味のふるさと納税はなかったのかということを、併せてお聞きします。

それと次、20ページ、款、項、教育費、小学校費の中で、説明の中の山北小学校施設整備費、学習センター屋根改修事業業務委託料ですかね、今回は、今回はというか職員室部分というふうな説明であつたかと思えますけれども、この工事、整備といいますか、学習センター付近の修理といいますか、非常になんか多いような、ここ5年、10年のあいだにおいても多かったような

記憶があったんですけども、これ一つは老朽化というようなこともあるんでしょうけれども、今現在ですね、この金額でこのいろんなそういう不具合がおきるかもしれないという部分の調査まではできないとは思いますが、もしそういうことができるのかどうかというのをも併せて答弁いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 8番、清田議員の御質問にお答えします。

ふるさと納税寄附金基金繰入金の件についてだと思います。予算書でいえばですね、19款の繰入金の2項、そして12目のふるさと納税寄附金基金繰入金を今回3億弱ほどですね、計上しているところです。

まずもってですね、こちらについては、今回町長が必要と認める事業ということでですね、町有施設整備基金に2億円計上しているところです。もともとですね、この寄附については、寄附された方が、この寄附については町のほうでどういう用途に使ってくれというふうなことを選択できるようになっております。その選択する中で、先ほど私が申し上げた六つの分野があるんですけども、そのうちの 하나가、町長が必要とする事業という選択肢がありますので、そこに申し込まれた方については、その按分に応じて、町長が必要と認める事業ということで、今回は、今後また文教施設とか施設整備の必要が相当程度かかると思いますので、それを想定して今回は町有施設整備基金のほうに2億円積み立てたというようなことでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） 9番、清田議員の御質問にお答えいたします。

このたびの補正というのは、実はそもそも当初予算で、学習センター及び高学年棟を来年度改修工事を行うための設計業務を今年度していただいたところでした。その際に調査したところ、いやいや職員室のところも改修が必要だよということが、その設計の途中で分かりましたので、要はその際に調査をしていただいて、職員室の部分も悪いから一緒に来年工事しようということになりまして、今回追加の設計をしたということになります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） ちょっとですね、二つの案件ですけど、説明していただいたことに関して、私のほうがちょっとうまく理解できなかった部分があり、今の説明で納得いきましたので、以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第66号 令和5年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（松尾純久君） 日程第2、議案第66号「令和5年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） それでは、議案第66号について御提案申し上げます。

1枚目をお開きください。

議案第66号、令和5年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,110万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,710万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正額の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年12月11日提出、玉東町長。

1ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、補正のある項目のみ読み上げます。

歳入、7款、繰入金、1、他会計繰入金、44万6,000円を追加いたします。

8款、繰越金、1項、繰越金、5,065万7,000円を追加いたします。

歳入合計、補正前の額に5,110万3,000円を追加し、7億4,710万6,000円といたします。

次のページ、2ページです。

歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、32万2,000円を追加いたします。2項、徴税費、12万4,000円を追加いたします。

2款、保険給付費、1項、療養諸費、2,216万6,000円を追加いたします。2項、高額療養費、2,015万円を追加いたします。

3 ページをお願いします。

8 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、315 万 4,000 円を追加いたします。

9 款、予備費、1 項、予備費、515 万 7,000 円を追加いたします。

歳出合計、補正前の額に 5,110 万 3,000 円を追加し、7 億 4,710 万 6,000 円といたします。

6 ページをお願いします。

2、歳入、7 款、繰入金、1 項、他会計繰入金、1 目、一般会計繰入金、44 万 6,000 円を追加いたします。内訳としましては、4 節、職員給与費等繰入金 19 万円と 5 節、その他一般会計繰入金 25 万 6,000 円でございます。

8 款、繰越金、1 項、繰越金、2 目、その他繰越金、5,065 万 7,000 円を追加いたします。前年度繰越金確定に伴い計上させていただいております。

7 ページをお願いします。

3、歳出、1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費、32 万 2,000 円を追加いたします。こちらの 1 節から 4 節までは人事院勧告に伴う増額分を計上しております。説明は省略させていただきます。

次の枠です。2 項、徴税費、1 目、徴税費、12 万 4,000 円を追加いたします。印刷製本費納付書分の印刷製本費が不足する事態になりましたので、12 万 4,000 円を計上いたしております。

次の枠です。2 款、保険給付費、1 項、療養諸費、1 目、一般被保険者療養給付費、2,166 万 6,000 円を追加いたします。こちらは令和 5 年度 6 月まで今、支払いが実績として終わっております。その 6 月分の実績に基づく増額計上をさせていただいております。3 目、一般被保険者療養費、50 万円を追加いたします。こちらは 7 月分の実績に基づく増額計上です。

一番下の枠です。2 項、高額療養費、1 目、一般被保険者高額療養費、2,000 万円を追加いたします。こちらは 7 月分の支払い実績に基づいて増額計上しております。

次のページ、8 ページをお願いします。3 目、一般被保険者高額介護合算療養費、15 万円を追加しております。

下の枠です。5 款、保健事業費、1 項、特定健康診査等事業費、1 目、特定健康診査等事業費、3 万円を追加しております。こちらは人事院勧告に伴う増額分の社会保険料の増額です。

8 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、1 目、償還金、315 万 4,000 円を追加いたします。令和 4 年度の実績報告に基づく国・県への償還金 315 万 4,000 円でございます。

9 款、予備費、1 項、予備費、1 目、予備費、515 万 7,000 円を追加いたします。こちらは歳入歳出の調整額をこの予備費で調整して計上させていただいております。

以上、御提案申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番、吉住貞夫君。

○9 番（吉住貞夫君） 7 ページの 2 款、保険給付費、1 目、一般被保険者療養給付費で、一般被保険者療養給付費が 2,100 万、それから 2 款の保険給付費の 1 目、一般被保険者、その分の一般

被保険者高額療養費が2,000万追加ということで、どういうところでこういう追加補正という形になっているのか、その内容をお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） 9番、吉住議員の御質問にお答えいたします。

まず、ここ令和2年から4年度までは、コロナ禍でもあり、診療に対して医療機関への受診控えがあったというところがあり、今年度からコロナの取り扱いが2類から5類に、インフルエンザ等と同じような感染症の区分になったことによりまして、一つは医療機関への受診機会が増えたというところが一番大きなところであると考察しております。結構半年で2億1,000万程度の一般被保険者療養給付費が現在支払われておりますので、あと半年分ということでありますと、4億3,000万程度、2,000万程度以上支出するのかなあという予想で計上させていただいております。

内容としましては、ちょっと個々の内容についてはちょっと分かりません。

以上です。

（あと高額医療の内容は。）

高額もやはり受診控えにより、やはり療養費と一緒に、ひどくなって受診されたというところもあるかと思いますが、そういうところの高額での入院費が嵩んだというところが主な要因かと思えます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 今のところ、原因としてはコロナ禍過ぎて受診者が増えて、結果その支出が増えとるという状況ですけれども、ちょっとこの国民健康保険の財政面としては、そういう形で増えてきているということはちょっと心配なところもありますので、今後も注視をしていきたいと思えます。

はい、分かりました。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第67号 令和5年度玉東町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（松尾純久君） 日程第3、議案第67号「令和5年度玉東町簡易水道特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 議案第67号を御提案いたします。

1ページおめくりください。

議案第67号、令和5年度玉東町簡易水道特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度玉東町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,117万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年12月11日提出、玉東町長。

1ページです。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、補正を行いました款項の区分を申し上げます。

5款、繰入金、1項、一般会計繰入金、614万3,000円を減額します。

6款、繰越金、1項、繰越金、685万3,000円を追加いたします。

歳入合計、補正前の額に71万円を追加し、1億3,117万1,000円とします。

2ページをお開きください。

歳出です。1款、衛生費、1項、簡易水道費、71万円を追加します。

歳出合計、補正前の額に71万円を追加し、1億3,117万1,000円とします。

詳細について御説明いたします。5ページをお願いいたします。歳入です。

5款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、一般会計繰入金は614万3,000円の減額、一般会計から単独事業不足分に充当予定でありましたが、令和4年度の繰越金確定により、繰越金充当が可能となったことから、減額補正を行っております。

6款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金は685万3,000円を追加します。令和4年度の確定繰越金でございます。

続いて、6ページをお願いいたします。

歳出です。1款、衛生費、1項、簡易水道費、1目、簡易水道管理費は71万円を追加します。

2節、3節においては、人事院勧告に伴う一般職の人件費の5万円、手当の6万円です。15節、原材料費は、漏水等の修繕用部品が不足しているため、60万円の増額を計上しております。

以上、御説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 6ページの歳出をお願いします。

款項を省きまして、1目、簡易水道管理費、15節、原材料費、これが予算計上が60万ですけど、これから寒波に寒さがあると思うんですけど、町内の水道もですね、あちらこちら漏水、長年の年数でパイプが大分傷んでこれからくと思うんですよ。これ予算が60万ではちょっと少ないと思いまして、もう少し計上されたらどうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

当初予算で漏水等の修繕については、予想を立てて予算計上させていただいております。まだ当初予算分も幾分か予算は残っているんですが、これから先、今おっしゃられたように、冬場を迎えて寒波等に備えるために、不測の事態に応じるための予算として60万円を追加させていただいているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 町内の水道配管等がもう20年以上経っていると思うんですよね、それでやっぱり永年経過でかなり漏水が始まっていると思うんですよ。全部の交換となるとちょっと難しいから、漏水箇所だけの交換になると思うんですけど、当初予算で組まれた金額がまだ少し残ってらっしゃるとおっしゃったけど、どのくらい残っていますか。

○議長（松尾純久君） しばらくお待ちください。大まかでいいですよ大まかで。

（大体でいいです。）

建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

現在、当初予算で計上した予算の残額が、200万残っております。したがって、これから3月までの期間の200万にプラス60万、260万で修繕等に対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 当初予算はですね、ある程度余計に組まれて、余ったのは繰り越しもきますので、260万原材料費等あれば、十分足りる金額かなと私も把握しました。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第68号 令和5年度玉東町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(松尾純久君) 日程第4、議案第68号「令和5年度玉東町介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長(清田浩義君) 議案第68号について御提案します。

表紙をおめくりください。

議案第68号、令和5年度玉東町介護保険特別会計補正予算(第2号)。令和5年度玉東町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条(歳入歳出予算の補正) 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,407万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億326万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年12月11日提出、玉東町長。

1 ページ、第1表、歳入歳出予算補正、補正のある項目のみ御説明します。

歳入、1 款、保険料、1 項、介護保険料、400万円を追加します。

3 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、48万4,000円を追加します。

7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、245万1,000円を追加します。2 項、基金繰入金、205万7,000円を減額します。

9 款、繰越金、1 項、繰越金、3,919万4,000円を追加します。

歳入合計、補正前の額に4,407万2,000円を追加し、8億326万9,000円とします。

次のページをお願いします。

歳出、1 款、総務費、1 項、総務管理費、96万8,000円を追加します。3 項、介護認定審査会費、60万2,000円を追加します。

2 款、保険給付費、1 項、介護サービス等諸費、739万4,000円を追加します。3 項、その他諸費、1 万円を追加します。

5 款、地域支援事業費、2 項、包括的支援事業(任意事業費)、194万3,000円を追加します。

6 款、基金積立金、1 項、基金積立金、1,999万9,000円を追加します。

8 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、1,211万2,000円を追加します。

9 款、予備費、1 項、予備費、104万4,000円を追加します。

歳出合計、補正前の額に4,407万2,000円を追加し、8億326万9,000円とします。

6 ページをお願いします。

2、歳入、1 款、保険料、1 項、介護保険料、1 目、第1号被保険者保険料、400万円の追加で、

1 節、現年度分特別徴収保険料400万円は、現年度分特別徴収保険料の調定金額増加に伴うものです。

3 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、7 目、介護保険事業費補助金、48万4,000円の追加で、1 節、介護保険事業費補助金48万4,000円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費の2分の1の補助金です。

7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、1 目、介護給付費繰入金、92万6,000円の追加で、92万6,000円は現年度分です。3 目、地域支援事業費繰入金、包括的支援事業（任意事業）、37万5,000円の追加で、35万7,000円は現年度分です。4 目、その他一般会計繰入金、108万6,000円の追加で、108万6,000円は事務費繰入金です。5 目、低所得者保険料軽減繰入金、6 万4,000円の追加で、6 万4,000円は低所得者保険料軽減繰入金です。

7 款、繰入金、2 項、基金繰入金、1 目、介護給付費準備基金繰入金、205万7,000円の減額です。

次のページをお願いします。

9 款、繰越金、1 項、繰越金、1 目、繰越金、3,919万4,000円の追加で、こちらは令和4年度の繰越金の確定に伴うものです。

次のページをお願いします。

3、歳出、1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費、96万8,000円の追加で、1 節、委託料96万8,000円は、令和6年度制度改正にむけた介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料です。

1 款、総務費、3 項、介護認定審査会費、2 目、認定調査費、60万2,000円の追加で、内訳としましては、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬と時間外、それと会計年度任用職員の社会保険料です。

2 款、保険給付費、1 項、介護サービス等諸費、1 目、居宅介護サービス給付費、1,600万円の追加で、こちらは利用者増に伴う居宅介護サービス給付費の増加です。5 目、施設介護サービス給付費、1,000万円の減額で、こちらは施設入所者の減に伴うものです。8 目、居宅介護住宅改修費、60万円の追加です。9 目、居宅介護サービス計画費、79万4,000円の追加で、こちらはケアプラン作成委託料の増加に伴うものです。

次のページをお願いします。

2 款、保険給付費、3 項、その他諸費、1 目、審査支払手数料、1 万円の追加で、こちらは国保連合会への審査支払事務手数料になります。

5 款、地域支援事業費、2 項、包括的支援事業（任意事業費）、4 目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、164万5,000円の追加で、こちらは人事院勧告に伴うもので、その他旅費につきましては、会計年度任用職員を10月から雇用したものに伴う通勤手当の増額です。10 目、生活支援体制整備事業費、26万9,000円の追加で、人事院勧告に伴う増額です。11 目、認知症施策推進事業、2 万9,000円の追加で、こちら人も人事院勧告に伴う増額になります。

6 款、基金積立金、1 項、基金積立金、1 目、介護給付費準備基金積立金、1,999万円の追加で

す。

次のページをお願いします。

8 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、1 目、第 1 号被保険者保険料還付金、3 万円の追加で、介護保険料過年度分の還付金です。4 目、償還金、1,208 万 2,000 円の追加で、令和 4 年度精算還付に伴うものです。

9 款、予備費、1 項、予備費、1 目、予備費、104 万 4,000 円の追加です。こちらは歳入歳出の合計を予備費で調整しています。

以上、説明を終わります。御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 68 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 69 号 工事請負変更契約の締結について

○議長（松尾純久君） 日程第 5、議案第 69 号「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、議案第 69 号について御提案いたします。

工事請負変更契約の締結について。工事請負契約を変更することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。令和 5 年 12 月 11 日提出、玉東町長。

工事の名称、玉東町役場庁舎建設事業、新庁舎建設工事。

工事の場所、玉名郡玉東町大字木葉地内ほか。

変更工事請負額、変更前、12 億 3,754 万 7,000 円、変更後、12 億 2,802 万 8,814 円、変更金額、951 万 8,186 円減額。

相手方、熊本市南区御幸笛田 2 丁目 15 番 1 号、玉東町役場庁舎建設事業共同企業体合同会社、代表社員、株式会社吉永産業、職務執行者、吉永隆夫。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に

より、議会の議決を得る必要があるためです。

次のページは参考資料として仮契約書のほうを添付しております。

追加補足説明をさせていただきます。

庁舎建設事業の本体工事に係る契約締結の議案については、去る4月10日の議会臨時会において議決のほうをいただいております。今回提案しております議案につきましては、その議決を経た契約内容を変更する必要があるため、御提案しております。

その変更内容は、工事請負額について、増額要因と減額要因を相殺し、工事請負額を951万8,186円減額変更するものであります。

増額要因としましては、要求水準書の見直しに伴うもので、具体的には課の再編に伴うOAフロアの仕様変更分、議会で提案された絵画等を吊るすピックアップレール分、カメラグネットサイン分等を含めた約315万円です。

また、減額要因としましては、令和6年度でなければならない工事分を減額しております。その減額分につきましては、次年度へスライドし、改めて予算計上をさせていただきたいと思っております。減額スライドする工事分としましては、敷地内の案内サイン工事分、敷地内の外灯整備工事分、議会棟浄化槽工事、新庁舎と議会棟を結ぶ配管工事等で、約1,267万円となります。なお、本年9月4日に行われました議会全員協議会におきまして、今後事業を進める中で、整備事業費に変更が生じる可能性があり得ると触れておりましたけれども、現時点での新庁舎建設事業のSPCへの発注分の事業費見込額は、当初事業費16億に対しまして、先ほど説明した増額要因、そして補正予算に計上しました耐火金庫分で、次年度予算計上予定の議会棟低圧電源引込工事費を加えまして、16億1,320万円程度になる見込みであることを申し添えておきます。

以上、御提案いたしますので、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第70号 字の区域の変更について

○議長（松尾純久君） 日程第6、議案第70号「字の区域の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、議案第70号について御提案いたします。

字の区域の変更について。

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和5年12月11日提出、玉東町長。

編入される区域、字、玉名郡玉東町大字上木葉字土生野、区域、393番地1、編入する字、玉名郡玉東町大字木葉字土生野。

提案理由、現庁舎の所在地番を新庁舎でも使えるようにするための合筆を進めるためにあたり、字の区域の変更が必要であるためです。

参考資料を配付していると思いますので、ちょっとそちらを使いながら補足説明のほうをしていきたいと思います。

字の区域の参考資料です。1に概要、そして2に根拠条文、そして3に状況説明図として航空写真を付けております。下のほうが緑の区域が現庁舎がある位置で、屋根が写っていますけれども、右側のほうから役場、真ん中が議会棟、一番左が福祉センターです。こちらが大字木葉字土生野759番地で、現庁舎の所在地となります。赤の区域が、今、新庁舎が建っておりますけれども、新庁舎の建設地でありまして、こちらは大字上木葉字土生野393-1となります。

1番の事業概要を見てほしいんですけれども、新庁舎の建設位置は、現庁舎の土地に隣接する土地であります。よって、合筆により現庁舎の所在地地番、木葉759を新庁舎でも使えるようにすることで、複数の例規改正、印刷済みの税納付書等の作り替えなどの様々な対応が不要となり、住民の混乱も生じないために、現庁舎の所在地番、木葉759を新庁舎でも使えるようにすることを目指すものであります。

ところが、現庁舎の土地は玉東町大字木葉字土生野759で、隣接する新庁舎の土地は玉東町大字上木葉字土生野393-1となっておりまして、大字が違うことから合筆ができない状況となっております。よって、議会の議決を経て町の告知、そして大字の変更をして、合筆をし、新庁舎においても所在地を玉東町大字木葉字土生野759とするものです。

以上が概要となります。

以上、御提案いたしますので、御審議いただきますようよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第71号 玉東町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長(松尾純久君) 日程第7、議案第71号「玉東町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長(前田移津行君) 議案第71号、玉東町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

玉東町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。令和5年12月11日提出、玉東町長。

住所、熊本県玉名郡玉東町大字[REDACTED]、氏名、松山政昭、生年月日、[REDACTED]。

提案理由としましては、松山政昭君は、過去11年9か月この評価委員を務めておられます。再任をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(松尾純久君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、原案のとおり同意されました。

12時になりましたが、あと少しですのでそのままいきます。

日程第8 議案第72号 人権擁護委員の選任同意について

○議長(松尾純久君) 日程第8、議案第72号「人権擁護委員の選任同意について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 議案第72号、人権擁護委員の選同意について。

人権擁護委員に選任することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求める。令和5年12月11日提出、玉東町長。

住所、熊本県玉名郡玉東町大字[REDACTED]、氏名、西村春代、生年月日、[REDACTED]。

提案理由、安田三津子委員の任期が令和6年3月31日をもって満了となるため、新任として議会の同意を求めるものであります。西村春代さんは玉東町役場に38年間奉職され、役場行政の事務に精通しておられますので、ここに同意を求めるものであります。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これか議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、原案のとおり同意されました。

日程第9 報告第1号 令和5年度玉東町議会議員所管事務調査研修の報告について

○議長（松尾純久君） 日程第9、報告第1号「令和5年度玉東町議会議員所管事務調査研修の報告について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。

9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 研修しました議員を代表して報告いたします。

報告第1号、令和5年度玉東町議会議員所管事務調査研修報告。

1、調査研修の目的、国会を訪問し、熊本県選出議員への陳情を行う。さらに特色ある行政支援等を行っている先進地を視察し、今後のまちづくりの一助とするものである。

2、調査研修地、東京都千代田区永田町、国会。埼玉県鳩山町その他。

3、調査期日、令和5年9月20日から22日まで。

4、研修、上記の日程で国会視察と県選出国会議員への陳情と全国の自治体を対象に、民間事業者が実施している調査で、幸福度ランキング1位になった埼玉県鳩山町へ視察研修に行った。

以下についての内容は、議員も同行されて御存じですので、各自読んでいただければと思います。

す。

以上です。

○議長（松尾純久君） これで、令和５年度玉東町議会議員所管事務調査研修の報告についてを終わります。

日程第10 請願、陳情の件

○議長（松尾純久君） 日程第10、請願、陳情の件を議題とします。

請願第１号「日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する請願」が提出されております。

私たち町の議員は、町民から提出されたものを審議するのが本来の役目と存じます。先の議会運営委員会で請願第１号については、町民からの請願であり、審議することに決定していましたので、審議したいと思います。

お諮りします。本日、本日程に提出されております請願第１号については、会議規則第92条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、請願１件については、委員会への付託を省略することに決定しました。

請願第１号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで討論を終わります。

これから請願第１号は、「日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する請願」についてを採決します。

お諮りします。請願第１号は、採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、請願第１号は、採択することに決定しました。

次に、陳情第６号「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」が提出されております。

お諮りします。私たち町の議員は、町民から提出されたものを審議するのが本来の役目と存じます。先話し合いで町民以外からの陳情は配付のみと決定しております。

したがって、陳情第６号は配付のみにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第６号は、配付のみとすることに決定しました。

これで請願、陳情の件を終わります。

お諮りします。ただいま請願 1 件が採択されましたので、坂本和也君外 1 名から、発議第 1 号の意見書が発議規則第14条の規定により提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 1 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題にすることに決定しました。

議案配付します。しばらく休憩します。

休憩 午後 0 時08分

再開 午後 0 時10分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 1 発議第 1 号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について

○議長（松尾純久君） 追加日程第 1、発議第 1 号「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について説明を求めます。

6 番、坂本和也君。

○6 番（坂本和也君） こんにちは、よろしくお願いいたします。

日米地位協定の抜本的改定を求める意見書。

在日米軍の兵士や軍属らによる事件や事故は、旧日米安保条約の発効後、1952年から現在までに全国で21万件を超え、日本人の死者は1,100名に届こうとしています。中でも沖縄県における件数は圧倒的多数を占めています。

1972年の日本復帰までのものは、実態把握ができず含まれていないものの、復帰以降の件数は4万5,000件を超えています。そのうち米軍機墜落47件、凶悪犯罪、殺人、強盗、放火、強姦が570件以上に及んでおります。沖縄をはじめ全国で国民の安全安心が脅かされ続けており、この状況を早急に正していくことが求められています。

こうした事件、事故の背景には、国内法を無視した米軍用機の低空飛行などを認める航空特例法や、事故の際、日本側に立ち入り権のないこと、刑事裁判権における米軍の特権などを定めた日米地位協定があります。

日本弁護士連合会は、2014年に日米地位協定改定への意見書を提出しています。また、2018年7月に札幌市で開かれた全国知事会は、米軍基地負担に関する提言を全会一致で採択しました。この提言の中には、日米地位協定を見直し、航空法や環境法令など、国内法を原則として適用させることや、事件、事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立ち入りの保障などを明記することが

盛り込まれています。

この提言以降、全国各地の自治体議会で全国知事会の提言を踏まえた意見書採択の取り組みが広がっております。その数は2018年7月から2023年3月23日現在で10道県と229市町村の計239件にのぼっております。沖縄県議会では、米軍関係の事故、事件に対する意見書を3回採択し、その都度日米地位協定の抜本改定を要求しております。

以上の趣旨から、下記事項について要望するものです。

記、日米地位協定の抜本的改定を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和5年12月13日、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣あて。熊本県玉東町議会。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 意見書の朗読が終わりましたので、これから発議第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

○議長（松尾純久君） 日程第11、閉会中の継続調査の申出書の件を議題とします。

議会運営委員長、総務経済建設常任委員会委員長、厚生文教税務常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査についての申し出があります。

お諮りします。本件については、それぞれ申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、申し出のとおり閉会中の継続調査することに決定しました。

以上で本日の日程及び会期日程のすべてを終了しました。

これで会議を閉じます。

これもちまして、令和5年第4回玉東町議会定例会を閉会します。
起立、お疲れさまでした。

閉会 午後0時16分